

収蔵資料紹介

須恵八幡神社文書 六十六点のうち

如法経書写目録次第 一通

年月日未詳

二八・三cm × 四一・七cm

蒲生郡童王町八幡神社蔵

この文書群は、蒲生郡童王町須恵に所在する八幡神社に伝わりました。鎌倉時代から近世末期までの文書が残されています。

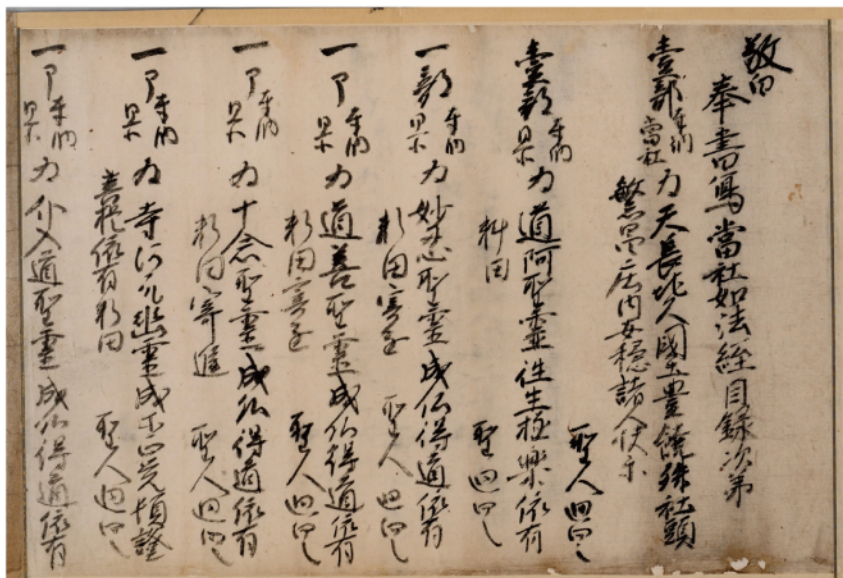
童王町須恵は、中世には小須恵村と呼ばれ、神社の宮座を中心にして村の自治を行う「惣村」でした。そのため、伝来した文書には惣や神社の経済基盤となる土地の寄進や買得に関わるものが多く残されています。

土地が寄進される目的のなかには、両親の極楽往生や自分たちの後生菩提のための如法経田という事例がみえます。如法経とは、方式どおり経典を清浄に書写することや、その経典をさします。またそれを安置・埋納する供養を言います。経典は法華経をさすことが多く、滅罪経典である法華経の功德と、書写の作善行による功德が得られ、主に死者追善や自身の逆修（生前から死後の菩提を祈ること）を目的とし行われました。

今回紹介するのは、そうした如法経に関わる一通です。この文書は寄進に基づいた如法経の廻向が行われ、八幡神社に奉納された目録にあ

たります。後欠で年次は未詳ですが、中世文書に分類されます。如法経が書写され、神社に奉納される目的が記されています。目的には国土の豊穰や社頭の繁盛のほか、個人の菩提を弔うために如法経が奉納されたことがみえ、個人の菩提を弔うためには料田が寄進され、その費用にあてられていたことが分かります。

(大槻暢子)



如法経書写目録次第